

令和6年能登半島地震被災地（災害救助法適用地域）の入学者予定者に対する 学費等減免措置申請要項

被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。
東京女子大学では、次のような支援措置を講じておりますので、希望する方は内容をご確認の上、お
手続きください。

1. 対象者

令和6年能登半島地震の災害救助法適用地域が適用されている市区町村で被災した世帯の学部入学者
※各種の給付奨学金受給者については、奨学金で支給される分の重複支給は致しません。

2. 減免内容

「家屋等（家計支持者が所有・居住する家屋または生産手段）の被災状況」と「被災による家計支
持者（原則として父母）の収入の変化の状況」によって減免内容を決定します。
支援対象費用は、下記の表に従い、＜A＞または＜B＞の二種類とします。

収入状況 家屋等 被災状況	収入喪失	収入激減	変化なし
全壊 大規模半壊	＜A＞	＜A＞	＜A＞
半壊	＜A＞	＜A＞	＜B＞
一部損壊 床上浸水	＜A＞	＜B＞	対象外
被害なし	＜A＞	＜B＞	対象外

- 支援対象費用 ※入学検定料は、入学する入試方式および専攻のもの
 ＜A＞入学検定料※、入学金、授業料、教育充実費、留学準備費、実習料、実験実習料の全額
 ＜B＞授業料および教育充実費の1/2相当額と、入学検定料※、入学金、留学準備費、実習料、
 実験実習料の全額

3. 支給期間 1年（2024年度）

4. 減免方法

【一般選抜で採用された場合】

＜A＞入学検定料および入学金は入学後に返金します。

入学金を除く入学手続時納入金（前期分授業料・前期分教育充実費）の全額が納入されたものとして扱います（入学金（200,000円）のみ納入してください）。

後期についても後期分学費等の全額を納入したものととして扱います。

＜B＞入学検定料および入学金は入学後に返金します。

入学金を除く入学手続時納入金（前期分授業料・前期分教育充実費）の全額および留学準備費、実習料、実験実習料の全額が納入されたものとして扱います（入学金（200,000円）のみ納入してください）。

後期分授業料および教育充実費の全額は後期に各自で納入してください。

【一般選抜以外の入試方式で採用された場合】

- ＜A＞入学検定料、入学金、前期授業料および前期教育充実費を入学後に返金します。
後期授業料、後期教育充実費、実習料、実験実習料および留学準備費の全額を納入免除します。
- ＜B＞入学検定料および入学金を入学後に返金します。
後期授業料、後期教育充実費、実習料、実験実習料および留学準備費の全額を納入免除します。

5. 申請方法

申請期間内に東京女子大学学生生活課まで電話で連絡をしてください。
電話で連絡をした上で、以下の申請書類を揃えて申請期間内に郵送してください。
②～④について市区町村からの発行が困難で、申請期限までに提出することができない場合は、入学後に申請を受け付けるので、入学後に申請をしてください。その場合、合格後の入学手続は、一般選抜入学試験要項や入学手続要項に記載の期日までに通常通り済ませる必要があります。そのため、入学手続時納入金を一旦納入していただき、入学後に減免額を返金します。

●申請書類

①「令和6年能登半島地震にかかる学費等減免申請書」（公式サイトからダウンロード）
印刷する環境がない場合は、学生生活課まで連絡してください。
②市区町村役場が発行する「罹災証明書」（原本）
罹災状況の区分（全壊、半壊、一部損壊）が明記された市区町村発行の証明書を提出してください。
③市区町村役場が発行する家計支持者の「令和5年度所得証明書」（原本）
2023年1月1日の時点で居住していた市区町村役場が発行する2022（令和4）年中の所得に関する証明書で、現在取得できる最新のもの。
④次に該当する方は、上記①～③に加えてそれぞれ必要な書類を提出してください。
<ul style="list-style-type: none"> ・収入状況が「収入喪失」「収入激減」に該当する場合・・・ 家計支持者の収入状況が分かる書類（給与明細等）を提出してください。また、①の申請理由欄に収入状況を詳細に記入してください。 ・家計支持者が被災により死亡した場合・・・ その旨が記載された「戸籍抄本（謄本）」または「死亡証明書」（原本） ・家計支持者が被災により入院等長期加療中の場合・・・ そのことを証明する医師の「診断書（全治に要する期間、後遺障害の有無等について記載されたもの）」（原本） ・その他、被災・収入状況を証明する書類の提出をお願いする場合があります。

●電話連絡先 03-5382-6136 [平日 9:00-11:25、12:25-17:00]

●申請書類送付先 〒167-8585 東京都杉並区善福寺 2-6-1 東京女子大学学生生活課 奨学金係

6. 申請期限日

申請期間は入学手続を行う入試方式により異なります。

入試方式	申請期限日（電話は17時まで、郵便は消印有効）
一般選抜【前期日程】 （個別学力試験型・英語外部検定試験利用型・大学入学共通テスト3教科型・大学入学共通テスト5科目型・英語Speaking Test利用型）	2024年2月2日（金）
一般選抜【後期日程】 （専攻特色型・国公立併願型）	2024年2月29日（木）
上記以外の入試方式 （学校推薦型選抜・知のかけはし入学試験等）	2024年2月29日（木）

※上記申請期限日までに申請できない場合でも、入学後に再度申請を受け付けます。

7. 申請結果通知

通知予定日に申請結果を申請書記載の住所宛に郵送します。また、申請書記載のメールアドレス宛に通知します。

入試方式	申請結果通知予定日
一般選抜【前期日程】 (個別学力試験型・英語外部検定試験利用型・大学入学共通テスト3教科型・大学入学共通テスト5科目型・英語Speaking Test利用型)	2024年2月7日(水)
一般選抜【後期日程】 (専攻特色型・国公立併願型)	2024年3月7日(木)
上記以外の入試方式 (学校推薦型選抜・知のかけはし入学試験等)	2024年3月7日(木)

8. 注意事項

- 一般選抜の受験生で本学費等減免措置に採用され、入学手続を行う場合、入学手続締切日までに入学金(200,000円)の納入および「入学確約書」を提出してもらう必要があります(消印有効)。入学手続締切日までに入学金(200,000円)の納入および「入学確約書」を提出しなかった場合、本学費等減免措置への採用は無効とします。
- 本学費等減免措置に採用され、入学金の納入および「入学確約書」を提出後に入学を辞退する場合、入学手続要項に記載の期日までに入学辞退の手続きを行うとともに、学生生活課まで電話にて連絡をしてください。
- 本学費等減免措置は2024年4月入学者を対象に実施します。一般選抜の受験生で本学費等減免措置に採用され、入学者選抜に不合格だった、または合格したが入学手続を行わなかった場合、入学検定料の返金はありません。また、入学手続を行ったが入学を辞退した場合、入学検定料および入学金の返金はありません。
- 本学費等減免措置の申請・選考は入学者選抜の可否には全く影響しません。
- 一度提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却できません。
- 本学費等減免措置受給年度途中で退学・停学・休学または除籍となった場合、本学費等減免措置の資格を失い、支給額の一部を本学に返還してもらうことがあります。
- 申請書類に虚偽の記載を行った場合、本学費等減免資格を失い、減免額全額を本学に一括返還してもらいます。

9. 問い合わせ先

東京女子大学学生生活課

〒167-8585 東京都杉並区善福寺 2-6-1

TEL 03-5382-6136 [平日 9:00-11:25、12:25-17:00]

MAIL students@office.twcu.ac.jp

10. その他

日本学生支援機構奨学金等については、入学後に相談に応じます。

以上